開催日時	令和4年7月20日(水)午前10時00分~午後0時30分
開催場所	公安委員会室、特別会議室
区 分	『全体会議』議題・要旨

【報告事項】

1 女性活躍推進法に基づく公表について(ワークライフバランス等の推進に ついて)

警務部長から、「平成28年4月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」により、警察本部長を含む機関の長等に対し、数値目標を盛り込んだ女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画を策定するとともに、毎年、その取組の実施状況等を公表することが義務付けられている。県警察では、平成28年3月に「宮城県警察におけるワークライフバランス等の推進のための行動計画」を策定、令和3年4月に数値目標を変更するなどの更新を行い、現在、4つの数値目標を掲げ取組を推進している。男性職員の育児休業取得についてはいまだ低調のため、目標達成に向け、更なる取組を進める。また、女性活躍、ワークライフバランスに向けた取組については、「幼児とのコミュニケーション」をテーマとした庭野委員による講話、ワークライフバランス等に対する相談窓口の拡充等を推進した。女性の活躍推進及び職員のワークライフバランスの推進は、警察力を強化するための組織戦略の一つであることを念頭に、今後も取り組んでいく。この内容については、今月中に、県警ホームページに掲載し公表する予定である。」旨の報告があった。

委員:目標の数値に縛られて、無理に取得させるのではなく、遠慮せず本人が取りたいときに、取得しやすい環境作りが必要。

警務部長:遠慮している人は、払拭できるように推進していく。

委員:今後は、介護休暇の問題もある。今後の一つのテーマにあげて いただければと思う。

警務部長:介護休暇についても、積極的に対応したい。

2 特殊詐欺対策について(上半期)

生活安全部長から、「令和4年6月末現在における特殊詐欺の認知件数は、前年同期比60件増の146件、被害金額については、前年同期比1億836万円増の2億1,614万円となっている。特徴については、被害者及び被害金額ともに約8割が高齢者となっている。手口別では、パソコンのウイルス除去やサポート名目で電子マネーをだまし取る架空料金請求詐欺が45件と、被害全体の約3割をしめたほか、犯人が被害者の自宅の固定電話に架電して、親族や警察官、自治体職員などを装って、現金やキャッシュカードをだまし取るオレオレ詐欺、預貯金詐欺、還付金詐欺及びキャッシュカードをだまし取るオレオレ詐欺、預貯金詐欺、還付金詐欺及びキャッシュカード詐欺盗の4手口が99件で被害全体の約7割を占めている。被害防止対策については、今後も関係機関・団体とより一層連携を図り取り組んでいく。」旨の報告があった。

組織犯罪対策局長から、「令和4年6月末現在における特殊詐欺の検挙状況は、検挙件数が55件、検挙人員が15人となている。件数については前年同期比+18件、人数は前年同期比+3人といずれも増加し、その検挙の9割以上は受け子が現金やキャッシュカードを受取に来る「オレオレ詐欺」「預貯金詐欺」及び「キャッシュカード詐欺盗」の3種類の手口である。主な検挙事例は、女性受け子による預貯金詐欺事件、中国人受け子による預貯金詐欺事件である。検挙対策及び犯行ツール対策については、予兆電話発生時及び被害発生時の初動捜査を徹底し、被害の未然防止と早期検挙を図るととも

に、犯行組織の中枢に打撃を与えるため、上部被疑者の突き上げ捜査や犯行 拠点の摘発に向けた内偵捜査に取り組んでいる。県警察においては、引き続 き、特殊詐欺の撲滅に向けて全力で取り組んでいく。」旨の報告があった。

委員:中国人受け子の事件については、中国人が来たらアクセントや 発音が違うので、気付くのではないか。

組対局長:予兆電話があり、キャッシュカードを玄関のドアノブにかける ようにしており、会話しなくて済んでいた。

委員:固定電話の総数は減っているが、今後は、携帯やメール等、新 しい手口が増えていくのか。

生活安全部長:新たな方向に犯行が及ぶかもしれない。先手を講じていく。

委員:個別訪問をしっかりやっていただきたい。高齢者から被害が無くなるように、お考えいただきたい。

生活安全部長:被害防止のために、高齢者に直接声がけして情報を提供してい く。

区 分 『個 別 審 議 等 会 議』

【決裁事項】

1 犯罪被害者等給付金支給裁定に対する審査請求に関する提出書類の写しの交付に関する処分庁の意見について

犯罪被害者支援室長から、犯罪被害者等給付金支給裁定に対する審査請求に 関する提出書類の写しの交付に関する処分庁の意見について説明がなされ、審 議の上、決裁が行われた。

2 審査請求の裁決案について(4件)

監察課管理官から、審査請求の裁決案について説明がなされ、審議の上、決 裁が行われた。

3 地域交通安全活動推進委員の解嘱及び委嘱の承認について

交通事故総合分析室長から、地域交通安全活動推進委員の解嘱及び委嘱の承認について説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。

4 道路交通法の規定に基づく意見の聴取等

交通聴聞官から、運転免許取消処分に係る意見の聴取等の結果、13件の報告と説明がなされ、審議の上、量定が行われた。

【報告事項】

1 株主総会特別警戒の実施結果について

暴力団対策指導官から、株主総会特別警戒の実施結果について、報告があった。

2 歩行者利便増進道路の指定について

交通規制課次長から、歩行者利便増進道路の指定について、報告があった。

3 交通規制の意思決定について(令和4年7月分)

交通規制課次長から、交通規制の意思決定について、報告があった。

4 放置違反金の令和3年度収納状況等について

交通事故事件捜査指導官から、放置違反金の令和3年度収納状況等について、 報告があった。

5 公安条例許可申請について(令和4年6月分)

警備課管理官から、公安条例許可申請について、報告があった。